

むつ市立地適正化計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

1 意見募集期間

平成28年12月2日（金）から平成29年1月6日（金）まで

2 意見提出者数及び意見件数

1人の方から11件の意見の提出がありました。

■提出状況

提出方法	人数
直接提出	1人
郵送	
ファックス	
E-mail	
合計	1人

■意見の件数

項目別	件数
計画内容に関するもの	6件
その他	5件
合計	11件

3 提出された意見の概要及び意見に対する考え方

No.	意見の概要	考え方
1	計画期間が設定されていないのはなぜか	平成47年度を目標期間として設定しています。（3ページ）
2	計画の位置付けから、①素案・骨子、構想②基本計画 ③実行計画と考えるが、今回の本体計画（案）はどのような取扱いをしているか タイトルを【むつ市立地適正化計画基本計画（案）】とすべきでないか	本計画は、都市再生特別措置法に基づく計画となり、関連する施策の実施や、都市計画の決定・見直しの根拠となるものであります。法にもとづく名称としてそのまま「むつ市立地適正化計画」としております。
3	本計画は製本されるのか	製本はしませんが、PDFとしてホームページで公表することとします。
4	文章についてバラつき感があるため、校正作業は行うべきと考える	本計画につきましては、文章の校正作業を行います。

5	1ページ3行目 維持管理更新費 → 維持管理費や更新費 に修正したらどうか。	ご意見のとおりとします。
6	1ページ7行目 策定することができるようになり → 策 定が義務付けされるようになった に修正 したらどうか。	都市再生特別措置法では、立地適正化計 画を策定することができるとされており、 義務化されておられません。 案のとおりとします。
7	1ページ9行目 国土形成計画や国土利用計画に「」を使用 してはどうか	案と同じ内容となるため、案のとおりと します。
8	1ページ図中 タイトル項目で青森県とだけ表現している のはなぜか	概念図として、都市計画に係る上位計画 として、青森県であれば、都市計画区域マ スタープランを位置づけているとしたとこ ろであります。

9	<p>1ページ図中 むつ市の上位計画の優先順位として国土利用計画を先頭にすべきでないか また、むつ市新市まちづくり計画やみどりの基本計画もあり、表記を追加してはどうか</p>	<p>むつ市長期総合計画はむつ市国土強靱化地域計画と共に最上位計画となります。 追記については、案と同じ内容となるため、案のとおりとします。</p>
10	<p>である調から、ですます調に変更しないか</p>	<p>案と同じ内容となるため、案のとおりとします。</p>
11	<p>都市計画法のもとでむつ市都市計画審議会があるが、各地域の代表者を入れた（仮）むつ市まちづくり委員会の創設を検討してほしい</p>	<p>案に係るご意見ではありませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>